

令和5年1月18日

第572回 海務協議会議題

1. 横浜税関監視窓口における押印廃止等の措置一覧の見直しについて  
説明：小坂 上席監視官

2. とん税納付について  
説明：小坂 上席監視官

3. 包括交通パスの交通期間終了後の取扱いについて  
説明：小坂 上席監視官

4. netNACCS 導入について  
説明：小坂 上席監視官

5. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について  
説明：小坂 上席監視官

6. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- ・ 監視部取締部門（2班担当） 杉原 統括監視官
- ・ // 総括許可部門 小坂 上席監視官

# 議題1 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧

2023年1月18日現在

## (1) 当面の間の措置のもの（新型コロナウイルス感染症対策）

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	積込み確認 ・ 外国貨物船用品積込承認申告 ・ 内国貨物（免税）船用品積込承認申告 ・ 外国貨物の仮陸揚届	<p>【本来】 積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。 ※受領を確認すべき行為主体はあくまで船側であるため、直筆の場合は本船側責任者（船長等）が氏名、職名、受領年月日を記入、受領欄を印字とする場合は、本船側責任者の受領の確認を受けたうえで、提出をお願いします。</p> <p>【措置後】 ● 外国貨物船用品積込承認申告 申請者から積込み場所を管轄する税関官署へ積込みを行った旨の連絡を行うことにより、積込みの事実を証するものとして扱う</p> <p>● 内国貨物（免税）船用品積込承認申告 申請者から積込み場所を管轄する税関官署へ積込みを行った旨の連絡を行うことにより、積込みの事実を証するものとし、税関は付表への税関印押印を行う</p>	<p>【2023年1月11日廃止】 【理由】新型コロナウイルス感染症対策による税関手続きの見直しを行い、本来の手続き（積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入）に戻すため</p>
2	入港手続きに係る 船舶国籍証書等の提示	<p>【本来】 原本の提示が必要な場合は、税関窓口に原本を持参のうえ提示することを求めている</p> <p>【措置後】 原本の提示が必要な場合においても、写しの提示（FAX等による送付）でも可</p>	<p>【廃止】 【理由】2022年4月1日よりNACCS汎用申請により提出が可能となったため</p>

## (2) コロナ禍に限らず継続措置されるもの

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	関税法基本通達の改正等により 押印等が廃止となった税関様式	押印等が廃止となった税関様式については別添のとおり	押印等がある書面もこれまでどおり受理等する。
2	内国貨物（免税）船用品積込承認申告	<p>積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。 ※外貨船用品積込み確認と同様の取扱いといたします。 ※従来は船長等の署名</p>	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
3	外国貨物の仮陸揚届	<p>積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日、積込本船名（船卸した本船と異なる場合には必須）を記入する。 ※外貨船用品積込み確認と同様の取扱いといたします。積込本船名（船卸した本船と異なる場合には必須）も記入願います。 ※従来は船長等の署名</p>	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
4	不用船用品等輸入（取卸）申告	<p>船卸しを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、確認年月日を記入する。 ※外貨船用品積込み確認と同様の取扱いといたします。積込みを船卸しと読み替え願います。 ※従来は船長等の署名</p>	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
5	願書、経緯説明書、各種申告又は申請等に係る参考資料等の提出方法	<p>・ メールやNACCSのMSB（添付ファイル登録）業務等により送付されたものも原本として取り扱う ・ 押印等についても不要 ※提出先メールアドレス：yok-kanshi-kichi@customs.go.jp</p>	願書等の提出に際しては、事前に税関側とやり取りが行われることが多いと思うが、最終的な提出方法についてはその際に調整していただきたい（原本の提出を妨げるものではない）
6	積荷目録訂正願（マニュアル）に係る手続き	<p>・ 提出方法については、上記願書等と同様 ・ これまで設けていた窓口の受付台帳を廃止</p>	
7	書面（マニュアル）手続きに係る訂正方法	<p>・ 申請者及び税関で同じ書面（正・副）を保有している場合は、税関のコレクト印のみで訂正可 ・ 正・副が存在しない書面については、申請側の署名が必要（押印でも可）</p>	<p>・ 正・副が存在しない書面として「入港届」があるが、これについては、権限ある代行者の責任者の署名による訂正が必要（船長サインは不要） ・ とん税及び特別とん税納付申告書等にある「金額」欄については、そもそも訂正が認められない点に留意</p>

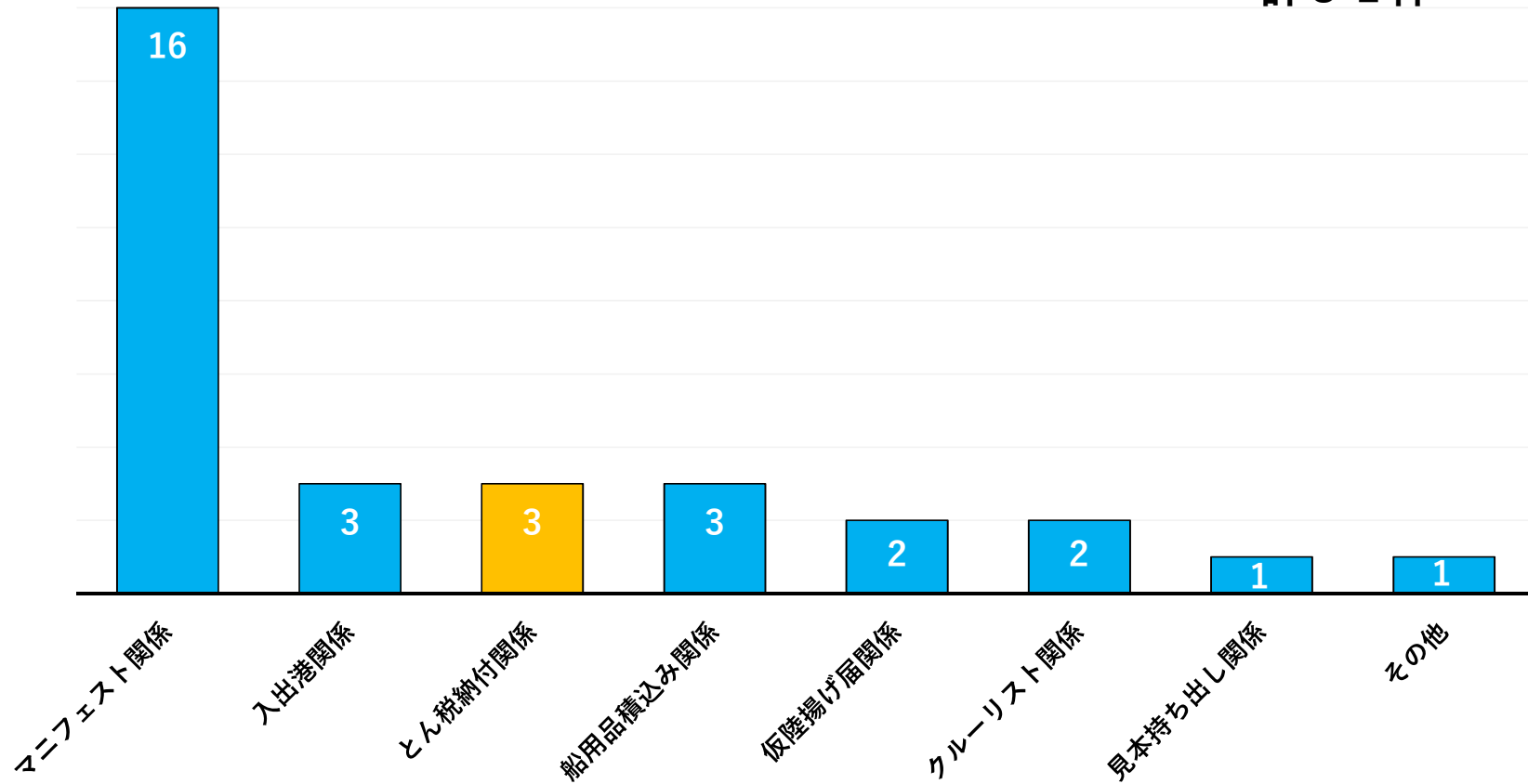
注）これまで問い合わせに応じ個別に対応していたものを、改めて一覧表に整理  
・ 一部については、今後変更の可能性あり



## 船舶関連手続きの非違事例の発生状況について

### 船舶関連手続き非違事例の項目別件数（令和4年1月～9月）

計 31 件





## とん税納付について

### とん税法第3条(課税標準及び税率)

とん税は、**外国貿易船の純とん数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合**について当該各号に掲げる税率により課する。(以下省略)

### とん税法第4条第1項(納税義務者)

とん税は、**外国貿易船の船長(船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代ってその職務を行うもの。以下同じ。)**が納付しなければならない。

### とん税法第4条第2項(納税義務者)

外国貿易船の運航者がとん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者がとん税を納付しなければならない。



## とん税納付について

### とん税法第5条第1項(申告による納付)

外国貿易船が開港に入港した場合においては、当該外国貿易船に係るとん税の納付をすべき者(以下「納税義務者」という。)は、当該外国貿易船の出港の時(当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日を経過する日)までに、政令で定めるところにより、当該外国貿易船に係るとん税の課税標準及び納付すべきとん税額その他の事項を記載した申告書を税関に提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。ただし、当該外国貿易船について第三条第二号に掲げる税率によるとん税が納付されている場合において、当該外国貿易船が当該税率によるとん税に係る最初の入港の日から起算して一年以内に当該納付に係る開港に入港するときは、この限りではない。



## とん税納付について

### とん税納付における顛末事例(2022年1月～9月)と対処について

#### ○とん税納付の失念(とん税の納付を確認せずに船舶が出港)

→とん税の納付状況については必ず確認をする！

#### ○とん税納付申告に係る誤記入

→船長名やとん税の納付金額については本当に誤りがないか、必ず確認をする！

#### ○船舶の変更前のトン数証書での申告

→船舶が入港した際には、トン数証書が最新のものであるかを必ず船側に確認をする！

汎用申請手続一覧


申請手続 種別コード	汎用申請手続名称	Cupeeコード (番号)	根拠法令	申請様式
K01	不開港入港届出(外国貿易船)	K0010	開港法(昭和29年法律第61号、以下「開法」という。)第20条第2項 開港法施行令(昭和29年政令第150号、以下「開令」という。)第18条第2項 開港法基本通達(昭和47年3月1日閣議第100号、以下「開基」という。)20-7(1)	K01-C2000
K02	不開港入港届出(特殊船舶)	K0010	開港法第20条の2第3項 開令第18条の2第6項 開基20の2-1(開基15の3-1を準用)	K02-C2000
K03	不開港入港届出(外国貿易機)	K0020	開港法第20条第2項 開令第18条第2項 開基20-7(1)	K03-C2010
K04	不開港入港届出(特殊航空機)	K0020	開港法第20条の2第3項 開令第18条の2第7項 開基20の2-1(開基15の3-1を準用)	K04-C2010
K39	不開港入港前報告(旅客に関する事項)(特殊船舶)	-	開港法第20条の2第1項又は同条第2項 開令第18条の2第4項 開基20の2-1(開基15の3-1を準用)	K39-C2050
K40	不開港入港前報告(乗組員に関する事項)(特殊船舶)	-	開港法第20条の2第1項又は同条第2項 開令第18条の2第4項 開基20の2-1(開基15の3-1を準用)	K40-C2065
K41	不開港出港届出(特殊船舶)	-	開港法第20条の2第4項前段 開令第18条の2第8項 開基20の2-1(開基17-5を準用)	K41-C2000
K42	不開港出港届出(特殊航空機)	-	開港法第20条の2第4項前段 開令第18条の2第9項 開基20の2-1(開基17-5を準用)	K42-C2010
K43	不開港出港時旅客情報提出(特殊船舶)	-	開港法第20条の2第4項後段 開令第18条の2第8項 開基20の2-1(開基17-5を準用)	K43-C2050
K44	不開港出港時乗組員情報提出(特殊船舶)	-	開港法第20条の2第4項後段 開令第18条の2第8項 開基20の2-1(開基17-5を準用)	K44-C2065
K45	税関空港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	-	開港法第17条第4項 開令第16条第4項	K45-適宣様式
K46	税関空港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	-	開港法第17条の2第3項 開令第16条の2第3項	K46-適宣様式
K47	不開港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	-	開港法第20条第4項 開令第18条第3項	K47-適宣様式
K48	不開港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	-	開港法第20条の2第6項 開令第18条の2第10項	K48-適宣様式
K05	沿海通航船等外国寄港届出(兼目録提出)	K0030	開港法第22条 開令第20条第1項 開基22-1(1)	K05-適宣様式
K68	国際基幹航路届出	-	開港法附則第7項 開基17-3	K68-C2020
K86	積荷情報事前報告(外国貿易船)	-	開港法第15条の2第2項	K86-適宣様式
K87	積荷情報事前報告(外国貿易機)	-	開港法第15条の2第2項	K87-適宣様式
K80	船用品目録事前報告	-	開港法第15条第4項	K80-C2040
K81	船用品目録提出	-	開港法第15条第5項	K81-C2040
K61	積荷目録事前報告(ドキュメント貨物)	-	開港法第15条第9項 開令第13条第2項	K61-TEKIGI M
K62	積荷目録事前報告(利用者システム障害時専用)	-	開港法第15条第9項 開令第13条第2項	K62-TEKIGI M
K69	積荷目録提出(出港)(外国貿易船)	-	開港法第17条第1項 開令第16条第1項第1号 開基17-2-1	K69-C2030
K70	積荷目録提出(出港)(外国貿易機)	-	開令第17条第2項第1号 開令第16条第2項第1号 開基17-2	K70-C2035
K85	船舶国籍調査等の提示	-	開港法第15条第3項	K85-適宣様式
K08	不開港在港期間等変更届出	K1120	開港法第20-8	K08-適宣様式
K09	船移届出	K1030	開港法第21条 開基21-6(1)	K09-C2080
K10	貨物の指定地外積卸許可申請	K1060	開港法第24条第1項 開令第22条第2項 開基24-4(1)	K10-C2190
K11	船陸交通一括許可申請変更届出	K1110	開令第22条の2第5項	K11-適宣様式
K12	指定地外交通許可申請(外国往來船又は外国往來航空機)(包括)	K4020	開港法第24条第1項 開基24-4(2)	K12-C2210
K13	船陸交通許可申請(外国往來船又は外国往來航空機)(包括)	K4020	開港法第24条第2項 開令第22条の2第2項 開基24-5(1)	K13-C2210
K75	船陸交通許可申請(包括・住民基本台帳による本人確認希望)	-	開港法第24条第2項 開令第22条の2第2項 開基24-5(2)	K75-C2215
K14	仮陸揚届出(船用品等)	K2010	開港法第21条 開令第19条 開基21-2(1)	K14-C2120
K15	仮陸揚復路運送申告(船用品等)	K2020	開港法第63条第1項 開令第53条第1項 開基21-4(2)	K15-適宣様式
K16	仮陸揚期間延長届出	K2030	開港法第21条 開基21-2(2)	K16-適宣様式
K17	外貨船機用品積込承認申告(包括)	K2050	開港法第23条第1項 開令第21条の3第1項 開基23-2(2)	K17-C2130 K17-適宣様式(包括別紙) K17-適宣様式(包括追加届出)
K77	外貨船機用品積込確認書類提出(包括)	-	開港法第23条5項ただし書 開令第21条の5第2項 開基23-7(2)、(3)	K77-適宣様式
K18	外貨船機用品積込(包括)訂正届出	K2060	開港法第23条第5項 開令第21条の5第2項 開基23-4(2)ロ、ハ	K18-適宣様式 K18-適宣様式(船用品積込明細総括表)
K19	内貨機用品積込承認申告(包括)	K2090	開港法第23条第2項 開基23-13(2)	K19-C2180
K20	内貨機用品積込(包括)訂正届出	K2100	開港法第23条第2項 開基23-13(2)(開基23-4(3)ロ、ハを準用)	K20-適宣様式
K21	船機用燃料油振替積込承認申請	K2140	開基23-15	K21-C2130 K21-C2170
K72	外国貨物船用品の受払に関する帳簿提出	-	開港法第23条第1項 開令第21条の7 開基23-16(4)	K72-C2180
K71	外国貨物船用品(機用品)亡失届出	-	開港法第23条第6項 開令第21条の6 開基23-1	K71-C2150
K22	とん税非課税理由証明申請	K5030	とん税法(昭和32年法律第37号)第7条 とん税法施行令(昭和32年政令第48号、以下「とん令」という。)第4条 とん税法及び特別とん税法基本通達(昭和47年閣議第104号、以下「とん基」という。)7-6 特別とん税法(昭和32年法律第38号)第6条(とん税法第7条を準用) とん基第2章0-2(第1章7-6を準用)	K22-S1030
K73	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請	-	とん税法第4条第2項 とん令第1条第1項 とん基第1章4-4 とん基第2章0-2(第1章4-4を準用)	K73-S1010
K74	とん税納付前出港承認申請	-	とん令第9条第1項 とん令第5条第1項 とん基第1章9-3 とん基第2章0-2(第1章9-3を準用)	K74-S1040
K88	不開港出入許可申請(船舶)	-	開港法第20条第1項 開令第18条第1項 開基20-6(1)	K88-C2100
K89	不開港出入許可申請(手数料免除)	-	開港法第20条第1項 開法第101条第3項 開令第18条第1項 開基20-6(1) 開基101-2(1)-(4)	K89-C2100 K89-C8030
K23	不開港出入許可申請(航空機)	K0070	開港法第20条第1項 開令第18条第1項 開基20-6(1)	K23-C2100
K24	入港届(報告書)提出(公用船)	K0080	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う開港法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号、以下「日米地位協定法」という。)第5条第1項 特別法基本通達(昭和47年3月1日閣議第103号)第1章5-2(1)	K24-F1010
K25	出港報告書提出(公用船)	K0090	日米地位協定法第5条第1項 特別法第1章基本通達5-2(2)	K25-F1020
K63	入港申告書提出(公用機)	-	地位協定特別法第5条第1項 国連軍協定特別法第4条(地位協定特別法第5条第1項を準用) 特別法基本通達第1章5-3(1)、第2章4-2(2)	K63-F1030
K64	出港申告書提出(公用機)	-	地位協定特別法第5条第1項 国連軍協定特別法第4条(地位協定特別法第5条第1項を準用) 特別法基本通達第1章5-3(1)、第2章4-2(2)	K64-F1030
K65	とん税免除証明申請(合衆国軍隊)	-	地位協定特別法第4条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う開港法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和27年政令第125号、以下「地位協定特別法施行令」という。)第2条 地位協定特別法基本通達第1章4-1	K65-F1000
K66	とん税免除証明申請(国際連合の軍隊)	-	国連軍協定特別法第4条(地位協定特別法第4条を準用) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う開港法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和27年政令第125号、以下「地位協定特別法施行令」という。)第2条(地位協定特別法施行令第2条を準用) 国連軍協定特別法基本通達(昭和47年3月1日閣議第103号)第1章4-3	K66-F4000


監視関係



# 包括交通パスの交通期間終了後の取扱いについて

## 横浜税関本関地区の包括パス

船 陸 交 通 許 可 証 ( 第 ● 号 )			
氏名・生年月日	カスタム 太郎		昭和55年11月28日生
所属会社等の名称	株式会社カスタム商事 <i>みほん</i>		
交通目的	港湾関連業務	交通手段	陸路又は海路
交通の条件	監視課事務連絡の条件付き		
交通期間	令和7年3月31日 まで		
交通場所	<small>京浜港横浜地区(本関地区内)の法第24条第1項の指定地及び各岸壁(護岸壁(丸い留船に限る))</small>		
発行日	令和4年1月1日		
横 浜 税 関 長 			



- ①交通期間の確認！
- ②期間切れであれば返却！



# 議題 3



## 包括交通パスの交通期間終了後の取扱いについて

横浜税関各支署・出張所を含むマルチパス

船陸交通許可証

みほん

税 関  
CUSTOMS

船陸交通許可番号 (第 ● 号)	氏 名 カスタム 太郎	船陸交通許可番号 (第 ● 号)	交通目的 港湾関連業務
生 年 月 日 昭和55年 11月 28日 日生	所属会社等の名称 カスタム商事	交通手段 自動車又は通船	交通の条件 別紙のとおり
交通目的 港湾関連業務	交通手段 自動車又は通船	交通の条件 別紙のとおり	交通場所 1. 係留場所より千葉港内の外航船間 2. 接岸中の外航船(陸路に限る)
交通の条件 別紙のとおり	交通期間 令和7年3月31日まで	発行日 令和4年4月1日	千葉税関支署長 税関長 ㊟
交通場所	発行日 令和4年4月1日		(備考)
横浜 税関長 ㊟			

- ①交通期間の確認！
- ②期間切れであれば返却！

お手持ちのパソコンより、インターネット回線を経由して税関への輸出入申告および関連省庁手続きを行うシステムです。

インターネットの接続環境さえあれば、無料で導入可能、**利用料金も使った分だけ**となります。

## netNACCSの導入メリット

### 早い、便利、キャッシュレスで安心！

NACCSを利用すると、会社のデスクから税関をはじめ関係省庁への申請手続きを行うことができます。システムならではの状況照会業務や過去データの再利用等が便利です。

関税や消費税等の納付については、銀行口座からの振り替え、ATMやインターネットバンキングからの支払いにも対応しています。銀行に出向いて現金を引き下ろしたり小切手を用意する必要がありませんので、安心です。

※ 事前に、別途納付手段のお申し込み手续が必要です。

### システム利用料金も使った分だけ！

利用したNACCSの業務料金のみご負担願います。

例えば、輸入申告業務では1申告あたり40円程度からご利用いただけます。

※ 利用料金は、利用する業務や選択された料金プランにより異なります

### 初期導入費用・月額基本料金が不要！

インターネット接続環境の整ったWindowsパソコンさえあれば、導入費用や維持費用を掛けずにご利用いただけます。

※ netNACCS方式 / 料金プランB=従量料金のみ をご選択の場合。ご利用のインターネットサービスプロバイダ（ISP/回線事業者）等への回線使用料等は別途必要です。

※ 第6次NACCS（2025年9月まで（予定））の料金設定であり、第7次NACCS（2025年10月から（予定））の料金設定は未定です。）

お申し込み先：輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）

▼申込用webサイトはこちら▼

[https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei\\_shinki.html](https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.html)



# netNACCSの利用料金のご案内

## 初期費用ゼロから導入可能

ご利用開始にあたって、契約料や加入料はかかりません。月々の従量料金のみでご利用いただけます。

また、行政手続きにかかる業務（輸入申告等）については、原則料金はかかりません。

費用内訳	net NACCS プランBの場合
<b>初期費用</b> (契約料・ネットワーク加入料)	<b>0円</b>
<b>毎月の利用料金</b>	<b>従量料金のみ</b> ※ (従量料金単価 × 業務回数) <b>行政手続きにかかる業務については</b> <b>原則無料</b>

※ 従量料金については、こちらからご確認頂けます。  
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/>

## 料金のイメージ

業務コード等	業務内容	業務数	単価(B)	プランB合計
<b>HYS</b>	<b>汎用申請業務</b>	<b>2件</b>	<b>0円</b>	<b>0円</b>
<b>APA</b>	<b>指定地外/船陸/船舶間 交通許可申請</b>	<b>3件</b>	<b>0円</b>	<b>0円</b>
ICG	貨物情報照会	10件	10円	100円
IDA	輸入申告事項登録	10件	30円	300円
IDB	輸入申告事項呼出し	2件	10円	20円
<b>IDC</b>	<b>輸入申告</b>	<b>10件</b>	<b>0円</b>	<b>0円</b>
IID	輸入申告等照会	4件	10円	40円
<b>月額支払額 (税別)</b>				<b>460円</b>

※ 第6次NACCS (2025年9月まで(予定)) の料金設定であり、第7次NACCS (2025年10月から(予定)) の料金設定は未定です。

※ 各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表に掲げる単価)」の合計額となります。

※ 上記はあくまでもモデル事例であり、利用料金を確定させるものではありません。利用する業務や業務数により月額は異なります。

※ 利用料金額が100円に満たない場合は、ご利用料金はかかりません。

## 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

令和5年2月4日（土）、監視部分庁舎において停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより

**2月4日（土） 09：00～12：30の間**

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）に対する NACCS 業務ができません。

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署の監視業務を含む

また、当該時間帯は電話も不通となりますのでご承知おき下さい

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

### 【2A】 【2M】 税関官署のシステム利用停止について

公開日 2023年01月04日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。  
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視分庁舎	令和5年2月4日（土）09：00～12：30
横浜税関	川崎税関支署 （横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ）	令和5年2月4日（土）09：00～12：30